

長崎市ふれあいセンター条例及び長崎市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 8 日

長崎市長 鈴木 史朗

長崎市条例第 29 号

長崎市ふれあいセンター条例及び長崎市公民館条例の一部を改正する条例

(長崎市ふれあいセンター条例の一部改正)

第 1 条 長崎市ふれあいセンター条例(昭和 62 年長崎市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

|                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 長崎市黒崎地区ふれあいセンター | 長崎市下黒崎町5, 157番地1 |
|-----------------|------------------|

(長崎市公民館条例の一部改正)

第 2 条 長崎市公民館条例(昭和 26 年長崎市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表長崎市黒崎地区公民館の項を削る。

別表第 1 中第 11 項を削り、第 12 項を第 11 項とし、第 13 項を第 12 項とし、第 14 項を第 13 項とする。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。